

## 庁内共通事項に関する今後の考え方（案）

### 1 市主催行事・イベント等の実施について

西東京市が主催する行事・イベント等については、国等が示す新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で実施すること。

なお、市内公共施設において実施する場合は、『「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準』に従うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の収束状況に鑑み、実施する内容・時期が適切であるか十分に検討の上、各所管において判断すること。ただし、市民主催の行事、イベント等は、本内容の対象外とする。

### 2 市の事務事業に関する今後の考え方

上記1同様に、感染拡大防止策を講じた上で、各所管において判断すること。

なお、緊急事態宣言解除後においても、引き続き業務の縮小・休止としたものについて、その再開の判断については、西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市本部」という。）において協議の上、決定するものとする。

### 3 審議会等の外部委員を含めた会議の開催等について

#### (1) 審議会・協議会等の開催

感染拡大防止策を講じた上で、開催するものとし、会議時間は、おおむね90分以内とする（昼夜間の開始時間の制限は行わない。）。

また、事前の資料配布や課題・意見の集約等により、可能な範囲で会議の効率化を図ること。その他、オンライン会議の運用等、会議公開等の関係規定に留意しつつ、可能な範囲で対応するものとする。

なお、庁内会議室を利用する場合は、上記1の利用基準に準拠する。

#### (2) 市民等を対象とした説明会の開催

上記（1）に同じ

#### (3) 庁外での会議・打合せ・研修等

不要不急なものは、なるべく見合わせること。

参加・出席人数は、必要最小限とし、オンライン会議等の活用も検討すること。

### 4 本内容の見直し

上記の内容は、新型コロナウイルス感染症の収束状況により、適宜、市本部において協議により見直すこととする。